

「倉敷市いじめ問題対策基本方針」改定の要点

1 いじめの認知

教職員や周囲の大人が、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確にかかわりをもち、いじめの定義を限定して解釈することなく積極的にいじめを認知する。

2 いじめ問題対策基本方針

- (1) 学校のホームページへの掲載等により、保護者や地域の方が基本方針の趣旨及び内容を確認できるよう徹底し、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明する。
- (2) 実情に応じて評価と改善を行い、教職員研修等を通じて共通理解を図る。

3 いじめの防止・早期発見

- (1) 児童生徒はいじめをしてはならないのであって、保護者はその保護する児童生徒にいじめをさせないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努める。
- (2) 学校はいじめを生まない土壌づくりに努めるとともに、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整備する。
- (3) 児童生徒の主体的な活動（倉敷こどもミーティング等）により、身近な課題に気付くことができるとともに、自らをよりよい方向へ導く力の育成を図る。

4 いじめの解消

- (1) いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いている。
- (2) いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (3) いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があり得ることを踏まえ、加害・被害に関わらず、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめへの対処

- (1) いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報等を抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中心に組織的な対応を行う。
- (2) いじめは児童生徒が成長する過程において、集団生活の中では社会性を獲得していく上でしばしば見られる日常的衝突から犯罪行為に至るものまで広域にわたるものであるため、以下の3類型に分けて対応する。
 - ・ 児童生徒が成長する過程で一般的に見られる日常的衝突事案
 - ・ 教育的な見地からの支援や指導、助言を要する事案
 - ・ 学校教育の指導の範囲を超える事案
- (3) 学校は、事案ごとに3類型に応じた的確な対応を行う前提として事実関係を徹底調査し、いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援を行う。また、いじめをした児童生徒に対する直接指導やその保護者への助言、周囲の児童生徒への指導と働きかけを行う。

6 特に配慮が必要な児童生徒への対応

発達障害を含む障害のある児童生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童生徒、性同一性障害（米精神医学会による診断基準 DSM-5 では「性別違和」と変更され、日本でも議論が進んでいる）、東日本大震災や熊本地震、平成30年西日本豪雨等により被災した児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。

7 重大事態への対処

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。